

## 土木森林環境委員会会議録

日時 令和7年10月3日（金） 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後 2時43分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大久保俊雄  
副委員長 石原 政信  
委員 山田 一功 白井 友基 望月 大輔 古屋 雅夫  
菅野 幹子 飯島 修

委員欠席者 河西 敏郎

### 説明のため出席した者

森林環境部長 齊藤 武彦  
森林環境部技監（環境整備課長事務取扱） 中川 直美  
森林環境部次長（森林環境政策課長事務取扱） 渡邊 文昭  
森林環境部技監 英賀 慶彦  
森林整備課長 江俣 尚厚 林業振興課長 伊川 浩道  
県有林課長 堀内 直 治山林道課長 篠原 淳  
大気水質保全課長 野中 俊宏 自然共生推進課長 小泉 友則

県土整備部長 寺沢 直樹 県土整備部理事 若尾 洋一  
リニア推進監 矢野 昌 県土整備部次長 林 貴彦  
県土整備部技監 立川 学 県土整備部技監 水口 保一  
県土整備部技監 久保 正樹 総括技術審査監 宮下 喜樹  
県土整備総務課長 長田 芳樹 建設業対策室長 鈴木 伸太郎  
リニア整備推進室長 関 俊也 用地課長 串田 良子  
技術管理課長 殿岡 徳仁 道路整備課長 保坂 和仁  
高速道路推進課長 新藤 祐一 道路管理課長 金子 英人  
治水課長 山川 秀人 下水道室長 細田 智愁  
砂防課長 山本 佳敬 都市計画課長 雨宮 康治  
景観まちづくり室長 吉野 正則 建築住宅課長 米山 文人  
住宅対策室長 中島 知克 営繕課長 武藤 勉

### 議題

（付託案件）

第94号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

第96号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

第97号 令和7年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第2号）

第99号 契約締結の件

第100号 契約締結の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部関係、県土整備部関係の順により行うこととし、午前10時から午前11時55分まで森林環境部関係の審査を行い、休憩を挟み、午後1時から午後2時43分まで県土整備部関係の審査を行った。

### 主な質疑等 森林環境部関係

#### ※付託案件

※第96号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

#### 質疑

（不法投棄防止対策事業費について）

山田委員 森5ページの不法投棄防止対策事業費440万円について、債権回収の弁護士との委任契約についてですが、県有地の関係に端を発して、弁護士との委任契約を結ぶに当たって一つの基準が設けられましたが、まず、それに基づいて契約されるのかどうか確認させていただきたい。

中川森林環境部技監 今回、県で予算計上しましたのは、廃棄物の不法投棄や不適正処理に起因する生活環境保全上の支障の除去を行うために要した代執行費用のうち、未収となっている債権のうち代執行費用の回収で、非常に特殊な業務になっております。

高度な専門知識や経験といったノウハウが必要で、これまで県としても費用の回収に努めてきたところですが、そういったことを加味して、今回、外部の弁護士に委託をして、その回収を目指そうとしているもので、御質問の基準によるものとは、少し内容が違うと考えております。

山田委員 今までの弁護士の契約については総務関係部署で行ったので、中川技監のところではあまり承知していないかもしれません、旧日弁連報酬基準に見合ってといったところ

ろがあるので、専門外だからあまり進めてはいけないところもありますが、答えられる範囲で、その基準を答えていただけますか。

中川森林環境部技監 今回の委託については、弁護士の報酬費用を計上させていただいています。これから委託の内容や弁護士の選定といったことを進めていくことになりますが、まず今回、私どもで御相談させていただいた弁護士につきましては、タイムチャージを取っている弁護士でして、委員おっしゃるように、旧日弁連の基準といったものもございますが、非常に特殊な業務であると考えておりますので、できるだけ弁護士費用を抑える中で契約をしていきたいと考えております。

山田委員 特殊というのは、この資料の中では分かりませんが、多分、北杜市の例の不法投棄のことかなと思います。

県としてはやらざるを得ないのかもしれません、仮に北杜市の案件だとすれば、相手からして、仮に弁護士を立てても、日本国の法律だけで対応できるのか、実際に債権回収をするためにお金をかけて弁護士に委任するのであるから、民法上の催告や検索の抗弁があるので、債権を本人が持っているのか持っていないのかといったことを、弁護士に委任する前に調査をして、ある程度見通しがあるのであればこの委任契約で対応できるのですが、少し懐疑的かなというところもあるので、その点を教えていただけませんか。

中川森林環境部技監 県で、現在有している未収の債権ですが、委員がおっしゃられた1件の代執行のほかにも、大月市内の不法投棄、北杜市須玉町地内での無許可最終処分場に係る代執行がありまして、3件の回収を進めているところです。

代執行費用につきましては、国税徴収法の例によって徴収する権限が与えられており、その権限を駆使して、県の総合県税事務所の職員や、専門性やノウハウを持っている県職員の協力も得まして、できる調査はすべからく行っている状況です。

そうした中で、委員がおっしゃられたように非常に回収が難しい人もいますが、そのほかの方々も含めて、貴重な税金ですので、回収できるところは回収するという精神に基づいて、できるだけ多く、一部でも回収できるように努力をしていきたいと思います。回収ができるかどうかということは相手方もあることですので、分からぬといいうところが正直なところですが、できることはさせていただきたいということで、この予算を計上させていただきました。

山田委員 仮に3か所だということであれば、3件ごとに目的物が変わってきますので、委任契約は3案件になるのか、弁護士が複数人になるのか、一人の弁護士に総括で委任するのか、教えてください。

中川森林環境部技監 具体的にどの案件というのは、今後の交渉等もありますので申し上げにくいところですが、契約は一つで、弁護士は、チームを組んで行っているので、関わる方は複数と考えております。

(ツキノワグマ被害防止対策強化事業費について)

山田委員

森6ページについて、本州ではツキノワグマ、北海道はヒグマですが、昨日のNHKのニュースで、東京都では奥多摩にしか出没事例がなかったのが、日の出町など都市部にも出没するようになったと放送されており、人身被害が非常に多くなったため、緊急銃猟制度が開始されました。

山梨県では、喫緊な状況なのかどうか分かりませんが、緊急銃猟制度の概要と制度創設の経緯について、改めてお伺いをいたします。

小泉自然共生推進課長 緊急銃猟制度は、これまで銃猟が禁止されていた人の生活圏において、熊が侵入した場合、住民の安全をしっかりと確保した上で、市町村長の判断により緊急的に銃猟を実施できるようにした制度です。

この制度によりまして、従来の警察官の判断による対処に加えて、市町村が委託したハンターによる銃猟での対処も可能となります。

また、制度創設の経緯についてですが、警察官による対処は、現実、具体的に人命に危機が生じ、特に急を要する場合に限られていきましたが、例えば、熊が建物内に立てこもり膠着状態となった場合などには対応できませんでした。

このため、こうした状況にも適切に対処できるよう、緊急銃猟制度が創設されたところです。

山田委員

この制度もいろいろと問題があるといいますか、熊を撃つ銃は、熊に当たればいいが当たらないと跳ね返りがすごく、その距離が相当あるということで、いわゆる猟友会の人たちも、実際の適用に当たっては懐疑的です。あくまでテレビのニュースですが、国は緊急銃猟の適用について4項目くらい示しているようですが、早く簡単な一つのマニュアルをつくっていかなければいけないということ、それから、自治体の要請で撃つたが猟銃所持免許を取消しになった案件が、おそらく現在最高裁まで争われているということも含めて、県が市町村にしっかりとガイドラインを示していく必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

小泉自然共生推進課長 緊急銃猟制度が創設されると、様々な猟友会の負担が出てくるかとは考えております。

先ほど委員からもお話がありましたが、本県の現状の熊の出没状況から見ますと、直ちに緊急銃猟を適用する状況にはないと考えております。

ただ、今後の展開を見据えながら、万全の準備を整えていく必要があると考えているため、今回マニュアル作成の費用を予算計上させていただきました。

山田委員

マニュアル作成の予算計上は、国からガイドラインが示され、それを基に、猟友会の意見も聞きながらつくっていくという理解でよろしいか。

小泉自然共生推進課長 まず、ガイドラインは国で指針という形で示しているもので、そのマニュア

ルは具体的には、現場で市町村職員や獣友会の方が、実際に動くためのマニュアルを作成することとしておりまして、例えば、実際の必要な役割や人員の配置、関係機関との連絡体制、緊急銃獣を行うための条件、避難の指示など、標準的な対応手順を示した内容にしたいと考えております。

また、市町村や獣友会など関係機関と連携しながら、緊急銃獣を想定した実践的な訓練も行う予定で、その訓練で明らかになった課題も踏まえて、マニュアルに反映させて実効性を高めてまいります。

(特定鳥獣保護管理費について)

飯島（修）委員 ツキノワグマの関係でお伺いします。

9月に当委員会で北海道へ視察に行った際、札幌市でヒグマに関するいろいろな取組について聞きました。特定鳥獣保護管理費の中の（3）被害防止対策情報発信事業費について、熊に関する正しい知識の普及や注意喚起を行うための啓発動画の作成については、とてもいいと思います。

一度には無理かと思いますが、大人、子供、高齢者、学童児といろいろな対象者がいますが、この動画はどのような方を対象に作るのでしょうか。

小泉自然共生推進課長 動画の対象は広く考えて、一般の自治会の方にも分かりやすくしたり、小中学生でも動画を見れば理解できるようにしたりと、広く一般向けに作りたいと考えております。

飯島（修）委員 県が全ての対象者向けに対応することはなかなか難しいと思うので、まずは、コアなところに見てもうように作り、それから波及していくこともあります。北海道で伺ったが熊の生態も刻々と変わっており、昔は、熊は人を見ると避けたが、最近は怖がらないとの説明がありました。北海道と本県では違いますが、鹿やイノシシ、ハクビシンとは違い、ツキノワグマは、生命の危険もあるかと思います。そこを踏まえて、この動画のベースとなる情報、知識はどのようなものでしょうか。

小泉自然共生推進課長 委員のおっしゃるとおり、まず、熊の生態をしっかりと動画で解説したいと考えております。

あわせて、山へ行く際の注意点や人家に引き寄せない方法、それから万が一遭遇してしまった場合の対処法などを動画にしていきたいと考えております、その際には専門家の御意見も伺いながら、最新の状況で分かりやすく、短い時間の中で印象に残るような動画を作成していきたいと考えております。

飯島（修）委員 せっかく作りますから、一番最新の分かりやすいものを作っていただきたいと思います。

臼井委員 飯島（修）委員の質問でありました、情報発信にも関係しますが、私の母校の甲府一高が、今週末、強行遠足で山梨県から長野県に104キロの非常に長い距離を、走つ

たり歩いたりする伝統行事があります。

一部の保護者から、長野の小諸市が最終地点ですが、高いところだと野辺山などを通る中で、熊が心配だという話がありました。

学校と話をさせていただくと、県とも連携を取らせていただいた、情報をいたいたという話がありました。いずれ、県民に対し広く熊の状況を周知していくことにもつながることだと思うのですが、何かやり取りがあれば、どのような内容のやり取りか、教えていただきたいです。

小泉自然共生推進課長 現在、学校とのやり取りまでは、当課では把握していないところですが、県としては、先ほど申しました、熊に関する、山へ行く際の注意点や、現在はチラシの形で作成をして配付したり、あるいはホームページ上に、Xを活用しまして、熊の出没状況を即座に公表したりするようにしています。

あわせて、過去の熊の出没場所の出没マップを示すこととしており、今後、学校からしっかりとお話を伺いながら、市町村とも連携して、できる限りの対応をさせていただきたいと思っております。

臼井委員 学校は、県という言い方をしたと思いますが、やり取りをいろいろとさせていただいて、最終的に検討する中で、予定どおりに実施する判断をされたそうです。学校側にもお願いしたことですが、一番気になっているのは、子供たちだけではなくて、たくさんの保護者、ボランティアの方に手伝っていただき、相当の箇所に拠点・ポイントをつくって、本当に多くのOB、同窓生の方々に手伝っていただく非常に大きなイベントになることから、市町村と連携を取ってとおっしゃっていましたが、これから山の辺りで行われるいろいろなイベントもあると思いますので、県からもしっかりと情報提供をしていただければ安心と思いますので、ぜひお願ひしたい。

ツキノワグマの被害防止対策強化事業費は、単に、緊急銃猟制度がスタートしたことではなくて、やはり、山梨県でも熊をかなり多く見かけることになったことが背景で対策費を設けたという理解でよろしいのでしょうか。

小泉自然共生推進課長 まずは、先ほどお話をましたが、注意喚起が重要だと考えております。熊の出没状況も令和6年度に最多を記録しており、今年度も同程度の水準で出没している状況です。

そうしたところから、まずは被害を防止するという観点から、動画という形で新たな手法を取り入れたいと考えており、併せて緊急銃猟という制度が新たに創設され、それにもしっかりと対応していくということで事業費を計上したところです。

臼井委員 令和6年度と同等程度の状況になっているということですが、単純にこのぐらいの対策で大丈夫ですか。

小泉自然共生推進課長 当然、山に行けば熊に遭う危険性がありますので、熊の習性や、実際に熊に遭ってしまった場合、あるいは遭わないようにするためにはどうしたらいいのかといっ

たことを、県民一人一人にしっかりと理解していただくことが必要と考えております。そのための一つの手法として、動画であればチラシと違ってスマートフォンなどでも簡単に見られますので、本事業の動画作成の取組を始めたいと考えております。

臼井委員 山に行く人だけではなくて、山に住んでいる方たちには、どのような対策をお考えですか。

小泉自然共生推進課長 同じような形の対策になると思っております。山の中に家があれば、周辺はもう熊がいることは当然というか、例え話になりますが、熊が住んでいる中に住んでいるという状況でございますので、恐らく住んでいる方も御承知かもしれないですが、改めて、熊の習性ですとか安全管理について危機意識を持っていただくために、啓発活動をしっかりとやっていきたいと思います。

臼井委員 山に住んでいる人は、熊がいるところに住んでいるのだから、ある程度自己責任もということが含まれていたと思いますが、そうは言っても、いろいろな歴史の中でそこに住んでいます。熊が出没するには原因があるのですから、ぜひ、その原因をしっかりと県として追求して、それに対しての対策も当然必要だと思いますがいかがですか。

小泉自然共生推進課長 現在、モニタリング調査で、生息数の推定を行っているところです。その結果を受けて、今後、既存の保護管理指針の改定に関わってきますので、専門家の御意見を伺いながら、しっかりと対策を考えていきたいと思います。

臼井委員 今回の本会議でも、モニタリングを行っていることを答弁されていたと思います。同時にそのモニタリングの結果によって、新たな対策、予防策も考えていくという答弁だったと思いますが、先ほどおっしゃったように、令和6年度と同程度の、かなり多くの熊が目撃されています。

私も山に住んでいる方々からそのような話を聞いていて、地元でも熊が出てきている状況があるということですから、しっかりとその原因を追求してもらいたいということもあるし、モニタリングも大事なのかもしれません、予防策、新たな対策があるのだったら、どんどんやつたらいいと思うのですが、どうなのでしょうか。

小泉自然共生推進課長 委員がおっしゃるとおり、新たな対策ということですが、今後熊の関係の専門家の方との会議も予定しておりますので、山の中に住んでいらっしゃる方に対しての対応も含めて、しっかりと相談しながら対策を考えていきたいと思います。

臼井委員 熊の出没の原因には、ナラ枯れも影響しているということはないのでしょうか。

小泉自然共生推進課長 ドングリが、今年度もやはりあまり豊作の状況ではないことを私も聞いております。ナラ枯れとの因果関係は明確ではないかもしれません。そのような状況の山の中で食べる物がなければ、当然、熊は近くに下りてきて、食べる物を探しに来ることも

ありますので、当然、原因とは考えられるのではないかと思います。

臼井委員 ナラ枯れは因果関係がはっきりしない、熊とは関係ない可能性があるということでおろしいでしょうか。

小泉自然共生推進課長 因果関係がないというわけではございません。もちろん、ドングリなどは取れないという凶作であれば、影響していると思います。

臼井委員 今回、特に、熊の問題は全国的に大きなニュースになっています。我々も北海道に行って、ヒグマの状況ではありますが、非常に厳しい状況にあることを聞いてきました。山梨でも同様だと思います。今回、ナラ枯れの対策云々について、特に触れられていませんでした。議会でも、ナラ枯れに関して質問がありましたが、そこでも、特に熊について触れていました。

私の勘違いならいいですが、もし熊と関係するのであれば、やはりナラ枯れの対策も併せてセットで、考えていくべきではないかと思いますのでお伺いします。

小泉自然共生推進課長 委員御指摘のとおり、そのような因果関係がある部分も含めて、他の課とも連携しながら、しっかりと対策を考えていきたいと思います。

臼井委員 ナラ枯れ対策に関して特に触れなかったことについては、因果関係がどうかはつきりと分からぬところがあるから、そこまで考えていなかつたということなのか、何かほかに理由があるのか、最後にお伺いさせていただいて終わります。

江俣森林整備課長 ナラ枯れの部分ということで、委員もかなり御心配をされていて、我々も目視上、非常に多くなっていることは承知しております。一方で、ナラ枯れで言いますと、菌が入ったものが全て枯れるわけではないという点がございます。

具体的に言いますと、いわゆる里山で見られるコナラという種類で言えば、大体、枯れるものが20%程度と言われております。特に、壮齡林という年を取った木が中心に枯れると言われています。特に、ドングリをつけるような若い木は、必ずしも全て枯れるわけではないということです。

また、ナラ枯れは確かに広がってはいるものの、比較的標高の高いエリアまでは、まだ被害は進行していない部分もございまして、熊との因果関係というところで、若干抜けていたところもありますが、熊の食性といたしましては、いわゆるドングリの中にいろいろなものがあり、また、ブナのようなものも栄養価が高いと言われていたり、栗のようなものもあったりするので、その中の一部という理解でおりました。

古屋委員 これは私の地元の牧丘町の大沢地区というところなのですが、9月29日から30日にかけて、ブドウ園にカメラを設置して、熊が現れたとの報道がされました。ここは標高500メートルぐらいの町なかと言っていいぐらい低いところです。

ただ、山と地域が隣接していて、そこにブドウ園が農家と一緒にあることから、私

も現地調査で見させていただいたのですが、ここは、鹿や猿といったあらゆる鳥獣害が出てくるところであります。初めて熊の被害が出ておりまして、その上の私の実家のある700メートルぐらいのところでは、熊を見たという話は、時折耳にするわけですが、まさに山梨県もこのような状況に入ったなということで、農作物はもちろんですが、人身に被害が来ても困るということで、今回たまたまそれがなかったものですから本当に安堵しています。

今の県におけるツキノワグマの生息数と、本年度の出没状況というのはどんな状況なのか、まず、お聞きしたいと思います。

小泉自然共生推進課長 ツキノワグマの県内の生息数についてですが、令和2年度に実施しましたモニタリング調査において、527頭と推計されています。

なお、先ほども答弁させていただきましたが、現在、改めてモニタリング調査を実施しており、年度末までには最新の推定生息数が判明する予定です。

また、出没状況については、9月26日時点で226頭の出没があり、過去最多を記録した昨年度と同程度で推移している状況です。

古屋委員 モニタリングは、具体的にはどんな実施方法で行うのかお聞きしたいと思います。

小泉自然共生推進課長 モニタリング調査は、ヘア・トラップ法という手法により調査を行います。

この手法は、まず熊の生息地に有刺鉄線の囲いのトラップを幾つも設置しまして、蜂蜜などに誘引された熊が有刺鉄線上に残した体毛を採取します。その採取した毛根のDNA分析を行いまして、調査期間ごとの訪問個体を識別し、個体数を推計するものです。

古屋委員 北海道に視察に行った際に、北海道は第二種特定鳥獣管理計画というものをつくって、いわゆる個体数の調整を行っているという話をお伺いしたのですが、本県については、管理を含めてどのように行っているのかお伺いしたいと思います。

小泉自然共生推進課長 本県では、個体数の調整ということではなく、熊の保護を基本としつつ、一定数の捕獲を認めることとしています。

古屋委員 やはり一番心配なのは人身被害であり、北海道はヒグマですが、出没が相次いでおり、駆除対策も含めて行っているわけで、モニタリング調査の結果を含めて、熊の駆除対策、鹿、あるいはイノシシといった一般の鳥獣害対策で、現在行っているところを含めて、どのようにやっていくのかお聞きしたい。

小泉自然共生推進課長 本県では、現状の熊の出没の状況から、直ちに駆除を進める段階にはないと考えているところです。

しかしながら、先ほど言いましたモニタリング調査の結果とか、今後の推移をもって、市町村や獣友会と連携しながら、最適な対策を講じてまいりたいと考えております。

吉屋委員 今回、補正予算で提起されています改正鳥獣管理法に基づく緊急獣銃制度のマニュアルをつくっていくということですから、実際、いろいろ委員から質問がでているとおり、人身、極めて山梨県の心配なところもかなり出てきています。しっかりと市町村と連携を取っていただいて、この制度がしっかりと生かされるような対応を取っていただくことを最後にお願いして終わります。

菅野委員 森6ページのツキノワグマの対策のところで、一点伺いたいと思います。被害防止対策の情報発信についてですが、今回は啓発動画を制作するということですが、先ほど、出没マップ作りなどをして、SNSでの発信もという答弁がありましたが、動画やSNSの発信だけでは情報が伝わらない方たち、情報まで届かない方たちがいらっしゃるのではないかと思うのですが、そういった方たちへの対応等を含めて、動画等以外で、現在、発信されているものがあれば、紙媒体ですとかを含めてお示しいただきたい。

小泉自然共生推進課長 まず、ホームページにも載せているのですが、チラシが一つあり、そのチラシを各所に配布する取組をしています。

あわせて、今回作る動画についてですが、その動画のQRコードを作成しまして、それをシールのような形にし、紙のものを作りまして、自治会や学校関係、あるいは観光施設の関係といったところに配布する予定です。

配布先に訪れた方が、そのQRコードを読み込み、その動画を視聴できるといったことも考えておりますので、そういった取組も進めていきたいと考えております。

菅野委員 様々な媒体での発信がとても重要になると思います。先ほど、皆さんおっしゃっていますが、熊が非常に人間社会と近くなっています。どんなところで、いつどんな被害に遭うか分からず、遭遇するか分からずという状況にありますので、ぜひ動画とかSNSといったものだけに関わらず、紙媒体、それから、もしできれば放送のようなものもあったらいいのではないかと思うのですが、緊急時の対応など、ぜひ引き続き検討して、実施をしていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第97号 令和7年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第2号）

質疑  
(財産管理費について)

菅野委員 森9ページの財産管理費について伺います。

地盤沈下の原因調査等につきまして、具体的な場所と調査に至った経過を伺います。

渡邊森林環境部次長 まず場所でございますが、対象となる土地は、南アルプス市上今諏訪地内の釜無川に隣接した土地でございます。開国橋の西側のたもとにございます。

この土地は、県産材供給中央拠点として、山梨県木材製品流通センター協同組合ほか1団体に木材の加工場として設置し、利用いただいているところであります。

経緯でございますが、今、申し上げました木材製品流通センター協同組合で使用する建物の建物内が、コンクリートの土間敷きになっており、本年度そこが少し陥没をしているという話がありまして、そこから検討を始めて、今回調査を行うということになったところでございます。

菅野委員 今日は調査するための費用の計上ということですが、調査後については、方向性はどのようにになりますか。

渡邊森林環境部次長 今回、ボーリングですか内視鏡の調査で、土地の地盤の状況がどうなっているかという詳細な調査を行いまして、そこからどういった原因があるかを踏まえまして、どのような対策が必要かということについては、調査結果が出た後で慎重に検討してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項（指定管理施設及び出資法人）

質疑

（武田の杜について）

菅野委員 武田の杜について伺います。令和5年度の内容になりますが、今年の4月30日に発行されました山梨県公報の包括外部監査の結果によりますと、幾つか指摘事項や意見がありました。

そちらについて、現状どうなっているか、改善等しているのかを伺います。

指摘事項としては、令和5年度のことですが、キャンプ場のシャワー料金の収入管理について、報告内容が実績と異なっていた。それから、キャンプ場のシャワー以外の有料施設の利用料金についても同様に報告内容が実績と異なるという状況にあったことがありました。

その点について改善をされているのか、その後の状況について伺います。

堀内県有林課長 包括外部監査におきまして、令和5年度の武田の杜の指定管理における経理状況で、

実績と実際の収納金とで、乖離している部分が見られたという指摘を踏まえまして、再度令和5年度の実績、内容を確認して、乖離の整合、修正等を確認しまして、令和6年度につきましても、同様の誤りが起きないように、四半期ごとに状況を報告していただくこと、指定管理者と隨時協議をする中での確認を通して、誤りが起きないように努めているところでございます。

菅野委員

ぜひ、しっかりと原因究明等を含めて、改めて対応していただきたいと思います。

武田の杜については、ほかにも指摘事項、意見等が出されておりました。武田の杜で行われているトレイルランニングなどの自主事業や、指定管理者が他の団体等から依頼を受けて行う依頼事業などの実施に当たって、県行為の申請をしていなかったということも指摘をされております。

あわせて、自主事業については、収支管理についても透明性を確保するよう指摘がありました。こちらについても、その後、どのように対応をされているのか、改善をされているのか伺います。

堀内県有林課長 武田の杜の自主事業につきまして、武田の杜の設置管理条例で定めております許可手続を経ずに行っていたということで、指定管理者側の理解不足がございましたので、御指摘を踏まえまして、再度、指定管理者と確認をいたしまして、その後の自主事業等に関しましては、条例に基づいた設置手続を行っていただいているところでございます。

あわせて、自主事業の経理状況につきましても、指定管理者の自主事業とはいえ、包括外部監査以後の令和5年度の経理も含めまして、指定管理者側できちんと整理をしていただき、今後についても、しっかりと通常の経理を行っていただくというところで、隨時確認をしながら進めさせていただいているところです。

菅野委員

武田の杜につきましては、森林セラピーなどの参加人数が、あまりにもちょっと少ないのではないかということも指摘されておりました。この森林セラピーをはじめとする自然体験プログラムについては、令和6年度の実施回数を見ると、目標に対して78.9%で、特に森林セラピーに関しては包括外部監査でも指摘をされていたところが、なかなか改善につながっていないのかなと思いますが、参加者をより増やすための対応について何か検討されていることはありますか。

堀内県有林課長 武田の杜における森林セラピー、その他の自然体験プログラムの参加を増やしていく取組としまして、まずは指定管理者で、ホームページを開設して情報発信をしていたところとして、そのリニューアルを、今年度にずれ込んでしまっていたのですが、ホームページをより見やすくするため、情報発信に努めているところです。

また、今年度から、インスタグラムでのイベント情報も含めまして、武田の杜の中の今の自然状況の情報発信をしまして、より多くの方に情報が届くように努めているところです。

あわせまして、紙媒体の情報についても、金融機関や公的機関に、今まで以上に、年間のイベント情報を配布するといったような紙媒体での情報発信も増やしていくこと

で、より多くの方に御利用いただけるように取り組んでいるところです。

菅野委員

武田の杜の森林セラピーにつきましては、御答弁いただいたとおり、様々な新しい情報発信も始めていらっしゃるということなので、ぜひ引き続き進めさせていただきたいと思います。

あわせて、数年前に私が森林セラピーに参加させていただいた際は、ヒルがすごく大量に発生をして、地べたに寝転んだり、草の上に寝転んだりすることがなかなかできなかった状況もあります。自然相手のことですので、なかなか難しいとは思いますが、そういう虫等、外敵の対策も併せて進めていただきたいと思います。

(金川の森について)

金川の森について伺います。利用者満足度調査、来園者のアンケートについて、公園の利用者自体が31万1,200人で、目標にかなり近かったという結果だったかと思うのですが、それに対してアンケートの回答数が119人というのは、あまりにも少ないのではないかと思います。

その点については改善が必要だと思うのですが、対応、お考え等について伺います。

堀内県有林課長 金川の森におけるアンケートの回収状況が、100ちょっとという数字で、総利用数30万人に対して非常に少ないという御指摘をいただいております。

アンケートにつきましては、園内の管理事務所といった建物のところに、アンケート用紙を配置しております、それからイベントを開催するときに御協力いただける範囲内で御記入をいただいているところですが、なかなか回収状況としては少ないというところを踏まえまして、今後についてなのですが、最近ですと、スマホなどでアンケートに回答することも多くなっております。園内に二次元コードなりの表示を掲げてアンケートにつなげるといったこととか、紙媒体だけでなく、もっと利用者の御意見をきちんとお聞きできるような仕組みを、今後、指定管理者と相談していきたいと考えているところでございます。

菅野委員

公園については、金川の森は特にそうかと思うのですが、かなりお子さん連れの方たちも多いと思われますので、そういった方たちには紙で、その場でというよりは、やはり二次元コードの活用等によるものが、かなり有効ではないかなと思いますので、せっかく来場者の方も多くいらっしゃるので、アンケートについてもたくさん御回答いただき、今後の管理等に反映されるようにしていただきたいと思います。

(八ヶ岳ふれあいセンターについて)

八ヶ岳ふれあいセンターについて伺います。令和6年度使用料賃借料が37万円から4,040円とかなり大幅に減額となっていましたが、何か理由があるのでしょうか。

小泉自然共生推進課長 今、確認できるものがございませんので、改めて御報告させていただければと思います。

菅野委員 では、資料請求をいたしますので、御対応をお願いします。

大久保委員長 ただいま資料請求がありましたが、委員会として要求してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保委員長 では、資料を提出いただくこととします。

菅野委員 続けて八ヶ岳ふれあいセンターですが、駐車場の警備、外部委託費の駐車場の警備の費用について、令和5年から6年にかけて28万円から60万円、こちらも増えていまして、収支差額マイナス30万円というところですが、収支に大きく影響しているのではないかとも読めます。

収入支出はほぼ例年どおり、前年度並みに見られますので、駐車場の警備について、これだけ費用が増えたことと併せて収支との兼ね合いについて、どのような原因があるのか伺います。

小泉自然共生推進課長 やはり、人件費の高騰の影響がありまして、警備の経費については上がっていいるところでございます。

菅野委員 人件費の影響といいますが、32万円ぐらい増えていますが、人が増えたということなのか、単価が上がったのかを伺いたいということと、それから、警備範囲が広がったといった実態との関係ではいかがでしょうか。

小泉自然共生推進課長 こちらも手元に内容が確認できるものがございませんので、改めて御説明させていただきたいと思います。

菅野委員 では、併せて資料請求をお願いしたいと思います。

大久保委員長 ただいま要求のありました資料について、委員会として執行部に資料要求してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大久保委員長 では、資料作成後、提出いただくこととします。

#### ※所管事項（その他）

(管理捕獲事業者等研修施設について)

石原副委員長 自然共生推進課の所管事項について、お伺いいたします。

管理捕獲事業者等研修施設について、お伺いいたします。この件については、長崎知事が獣友会等の総会では、十分手厚く説明をしていることは、私自身も承知していますが、改めてお聞きしたい点があります。

まず、1点目として、現在、本県においてハンターの皆さんが研修施設で利用するのは、ライフル専用の施設がないものと理解しておりますが、どのように射撃の技術の向上を皆さんが図っているのか、お伺いいたします。

小泉自然共生推進課長 県内のハンターの皆様には、県内にあるライフル射撃が可能な施設のほか、静岡県や長野県など、県外の射撃施設も御利用いただきながら、技術の向上に努めいただいております。

また県では、技術向上を支援するため、射撃施設の利用料や旅費に対して助成を行っています。

石原副委員長 近隣の長野県、静岡県へ、ガソリン代等、通行費もかけて行って、獣友会の方から聞くと、ライフルの弾代も大分値段が上がって、簡単に撃てないということで、練習するときに緊張しながら練習するということを、お伺いしておるところあります。

ハンターの皆さんの利便性を改めて考えますと、県が整備を進めている専用施設に、とても大きな期待があるかと思うのですが、県が進めている施設の具体的な内容について、お聞かせください。

小泉自然共生推進課長 ライフル射撃施設は、屋内型の施設といたしまして、5射座、5つで100メートル地点に静的標的、50メートル地点に動的標的を設置することとしております。

また、管理研修棟は、狩猟に関する講義などを実施する教室、わな猟などの演習ができるスペースなどを設ける予定です。

石原副委員長 次に、現在の施設設備はどのような状態かお聞きします。

小泉自然共生推進課長 本年度は敷地造成の詳細設計や工事用道路に使用します赤道を整備するための測量、設計などを進めている状況であります。

また、施設へのアクセス道路となる市道の整備については、韮崎市が実施することになっておりますが、現在、詳細設計などを進めていると聞いております。

石原副委員長 韮崎市との連携も大分深くなってくる事業ということは、十分分かっているのですが、獣友会の方からは、大分高齢化が進んでいると聞いています。先日、当委員会で北海道に調査に行ったときに、札幌市の獣友会では年齢が若返っていて、女性の方もいらっしゃるとお話を聞いております。今後スケジュール的にどのように進めていくのか、教えていただければと思います。

小泉自然共生推進課長 来年度以降でございますが、工事用道路の整備を行いまして、本体施設の敷地造成工事を進めていく予定です。

また、アクセス道路につきましては、用地買収などを進めていく予定です。

研修施設は、令和11年度完成を目指して整備を進めているところです。

石原副委員長 この施設は、獣友会、それから韮崎市、地元の方からも、大変期待されている設備、研修施設であるかと思います。

それから予算的にも、ツキノワグマの対策強化事業費ですか、それも大きく盛つてあるもので、ぜひとも前向きに、なるべく早く研修施設の整備を進めていただきたいと思いますので、今後とも御尽力をよろしくお願ひいたします。

(県有林の貸出しについて)

古屋委員 今月の25日に、県有林貸出し2件のみという、山日新聞の記事が掲載されまして、それに関してお聞きしたい。

これは昨年の9月以降、いわゆる返還未利用地の貸出しについてということで、公募をかけた事業だと思いますが、恩賜林の財産の、県の営利事業での高度化活用の事業として取り組んだと私は理解をしているのですが、いわゆる清里の学校寮23区画、そして、甲府、北巨摩、笛吹、河口湖などの県有土地です。それが約10区画あったと思っているのですが、そのうち、2区画しか貸付けの状況になっていないということでございますが、新聞では見えないところがたくさんあるものですから、どのような公募状況になっているのか、詳しく説明をいただきたい。

渡邊森林環境部次長 県では昨年4月、営利事業での貸付け解禁について、県ホームページのほか、国交省や宅建業界等の関連サイトに、未利用地の情報を掲載するなどしまして、広く全国に向けPRをしているところです。

また、不動産関係など個人的なネットワークも活用しながら、情報提供がありました事業者を現地へ案内するなど、誘致を進めてきたところです。

その上で、利用希望のあった未利用地について公募を行っておりまして、これまでに6回実施をしております。このうち2回は、事業者の事業計画に見直しが生じたということなどで辞退とはなりましたが、2回は落札に至りまして、残る2回は現在、公募手続中という状況です。

古屋委員 未利用地の周知など、あらゆる取組をしてきて6回ほどやってきたということですが、まだこれだけ残っているということは、何か課題があるのではないかと私は思っているのですが、どのような認識でおられるのか、課題等についてお考えがあれば、お伺いしたい。

渡邊森林環境部次長 未利用地の貸付け希望があった事業者とやり取りを行う中で、事業者は未利用地で行う事業の持続性ですか収益性に資するかどうかということを見極めるため、立地条件ですか周辺環境など、多角的に評価検討している様子がうかがえました。

例えば、宿泊施設の整備を検討している事業者からは、県外からのアクセスの利便性、インフラの整備状況、さらには周辺の観光資源の充実度など、事業の成否に直結す

る要素について、具体的な問合せをいただいている。

こうした事業者の姿勢を踏まえますと、単に土地の概況を周知するだけでは、事業者の検討には十分につながっておらず、結果として、未利用地が事業者に選定していくだけには至らないという状況が生じていると考えております。

古屋委員 恩賜林の県有地は、以前からも、いわゆる価格の問題が指摘をされていて、適正価格はどういう形で出しているのか、お聞きしたい。

渡邊森林環境部次長 今回の返還未利用地につきましても、地方自治法の規定に基づきまして適正な価格ということになりますので、不動産鑑定士の鑑定によるものとしております。

古屋委員 いずれにしましても、心配する部分もあるのですが、ぜひ積極的にこの取組を進めていただいて、八ヶ岳の場合は23区画のうち22も残っているということは、ほとんど手つかずという状況であるわけです。多分、建物は既に壊して平地になっていると思うのですが、そのままにしておけば草ぼうぼうになって、そのうち山林になってしまふのではないかと思っています。土地の管理のほうが逆に心配になっているのですが、特に清里の学校寮の扱いは、管理を含めてどのように進めていくのか最後にお示しいただきたい。

渡邊森林環境部次長 まず、清里の学校寮全体の概況から説明させていただきたいと思いますが、委員がおっしゃったように、空き区画については23区画で、このうち3区画が、今、公募手続中であります、いずれ入札手続を行うことができると思っております。

そうしますと20区画残っているということですが、現在、既に貸し出している区画が12区画ございます。東京圏の市区町村等が借りて、林間学校等に使う建物が経営されているところでありますが、20区画につきまして、敷地内は広葉樹が自然な状態で生い茂っていること自体、非常に静穏な環境ということで評価をされているところでありますが、その進入路につきましては、舗装はされていない状況ですので、折に触れて、整地などをしているところです。

今後、その20区画について、さらに貸付けを進めていきたいと考えておりますので、先ほど課題として申し上げましたとおり、未利用地のメリットを分かりやすく提示をしまして、事業者が、この土地を活用して、こういうことができるということを具体的にイメージして、事業計画を立てていただけるように、資料の充実をさらに図って、提示できるようにしていきたいと考えております。

具体的な方策につきましては、これまで誘致活動を進めてきた中で把握した課題を踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

古屋委員 私も、バブルの頃を含めて、何回かこの学校寮は利用させてもらって、大変いい思い出がたくさんあるわけでありますが、現在見ると、ほとんど平地になってしまって、あのときの思い出は全く消えたような状態になっていますから、それが再現できるように、この事業は今のところあまり進捗していないようですが、ぜひ、しっかりと

PRをしていただき、前に進むよう最後に要望して終わりたいと思います。

(ツキノワグマ被害防止対策について)

飯島（修）委員 ツキノワグマの件について、付託案件の補正予算についての質疑でも伺いましたが、北海道にも調査に行ってきて、いろいろな委員の方からも質問がありましたので、蛇足ながら提案も含めてお伺いしたい。

まずは当然ですが、繰り返しになりますが、出没している鹿、イノシシ、ハクビシンと違って、熊は凶暴で体も大きいし、生命の危険性があることが大前提だと思います。

取組は当然やられていると思いますが、担当の課は、最新情報を必ず把握することと思います。

北海道では、熊対策の歴史が古いかから、子供たちも熊に対しての知識や対応を身につけていますが、なかなか本県は、これから始まるという認識の中で、北海道の例を披露すると、まず、熊の生態を知る、その次に熊の出没に備える、その後が出没時にどういう対応をするかという三段階でやっているというのです。これは参考にしてください。もし、やっているのでしたら、やっているとおっしゃってください。

やはり、敵を知らなければ戦えないということですから、まずは敵を知るということです。餌づけをしてしまって、人間に近づくようになったことが、よく言われていますが、知床では独自に、餌づけは法律で禁止ということもやっているらしいです。そこまでする必要はないかと思いますが、一応、情報として伝えます。やっているのでしたら、やっているとおっしゃっていただきたいと思います。

ぜひこれもお願いしたいのですが、イベントや取組などを行うときは、何事もキャッチフレーズがあると浸透しやすいことがあります、北海道では、札幌で聞いたところ、「人は街で、ヒグマは森で。」と、チラシでもホームページでも、いろいろなところに書いてあります。そのようなことも、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、本当に笑い話というか、やはり、これだけ知識がないのかなと思うのですが、まだ、熊に遭ったら死んだふりをすればいいと思っている人はたくさんいます。それだけ、情報といいますか最新の知識は必要だし、命に関わるということをお伝えして、何かおっしゃることがあったらお聞きしたいと思います。

小泉自然共生推進課長 現在、県では、先ほど触れさせていただきましたが、チラシをまず作成しました。それは、電子版と紙の両方を作っております。

まず、熊の被害に遭わないためということで、入山時の注意点、例えば通行者の多い登山道を利用しましょうとか、よく言われる鈴、笛、ラジオとか、そういった音を出すもの、といったことを利用しましょう。あわせて、熊が来てしましますので、ごみをしっかりと持ち帰りましょう。

それ以外に、人家に熊を引き寄せないためということで、果物や野菜などを屋外に放置しないでください。あわせて、万が一熊に遭遇してしまったら、慌てず急に騒いだりとかせずに落ち着きましょうといったことを、現在、注意喚起をしているところです。

先ほど、委員のほうからもキャッチフレーズ的なものというようなお話をございましたので、動画を作成するときに、非常に注目されやすいような、そういったことを考

えていきたいと思います。

引き続き、熊の対策は重要な課題だと考えておりますので、しっかりと対応してまいりたいと考えています。

飯島（修）委員 老婆心ながら、くどいように申し上げて悪かったです、本県は山岳地帯でもありますし、県外から登山客も大変多いし、先ほど古屋委員からもありましたが、そういうことも含めて、ぜひ機会があったら小泉課長には、北海道などに出向いて現場を見ていただきたいと思います。

（明野処分場について）

次に、明野処分場について、何件かお伺いしたいと思います。

本会議場でも答弁いただきまして、いろいろとありがとうございます。いろいろと情報を読みながら、あるいは、いろいろな人から話を聞いて、私なりに整理したいのですが、国の基準の10倍というハードルにしたのですが、このような取組といいますか、ハードルを課したのは、ほかの県では例がない、本県が初めて、独自ということでいいのでしょうか。

中川森林環境部技監 ほかの処分場で、国の基準よりも厳しい基準を定めているかということだと思いますが、幾つかの処分場で、そういった例もございます。

ただ、本県の明野処分場が、建設当時は最も厳しい処分場だと認識しております。

飯島（修）委員 では、10倍ということは破格だと。ほかのところでは、答弁から聞くと、例えば、2倍、3倍、1.5倍などとあると思いますが、私も情報としては知っているところもあるのですが、10倍にした理由、背景は分からぬですか。

中川森林環境部技監 10倍にした根拠は、明確には分からぬ状況でございますが、建設を計画しているときに、住民の皆様方に明野処分場について御理解いただける資料の中では、日本一厳しい排水基準をもって安全に管理をしていきますということで記載があったことは承知しております。

飯島（修）委員 やはり日本一厳しくするからという提案に、住民は、非常に安心した、信頼感が生まれたと思います。

現在30年ぐらいたって、国よりも10倍ハードルが高いが、安全上、特に問題ないという現実の中で、県はとても苦労されていると認識しています。

だから、安全基準について何か解決方法があって、公害防止協定の中で解決すれば、事がうまく進むという認識もしているのですが、そのような件もお考えということでよろしいのですか。

中川森林環境部技監 ホウ素とマンガンという2項目、ほかにも基準項目はたくさんあるのですが、その2項目のホウ素、マンガンにつきましては、両方とも自然界にある物質です。

この2項目が、国の基準の10倍厳しい公害防止協定の基準を上回っておりますが、昨年度、最終処分場の専門家を招いて科学的な知見から、実際に明野処分場でこれまで収集してきたモニタリングの結果を用いて、しっかりと議論をいただいた結果、委員御指摘のように、明野処分場は現状、生活環境保全上の問題のないことを、科学的な知見から確認をしているところでございます。

現在、公害防止協定の基準がクリアできなければ、廃棄物処理法上の最終処分場としては廃止できないということで、本年5月に事業団の安全管理委員会におきまして、県からの提案の一つとして、廃棄物処理法上の最終処分場としては、できるだけ早期に廃止をさせていただきたいということで、御説明、御提案を申し上げたところです。

飯島（修）委員 法律上は難しいが、実際は安全だと。ただ経過の中で、本会議でも申し上げましたが、その雪解けには、やはり人間、感情的なものがあって、長い間のものが原因だと私は思うので、鋭意されているのは分かりますが、ぜひ、その辺も勘案して、本会議上では要望として言ったかもしれません、地元地権者は現在、具体的にどのようなことを県におっしゃっているのか。それに対して、どのように対応されているのかお伺いしたい。

中川森林環境部技監 地元の地権者というのは、地元の住民ということですか。

飯島（修）委員 地権4団体あるらしいです。

中川森林環境部技監 今、明野処分場の埋立地がある土地については、4つの財産区等の団体からお借りさせていただいております。その方々の御意見ということでおろしいでしょうか。

4団体の皆様とは、定期的に意見の交換をさせていただいているところでございまして、私ども、5月の安全管理委員会を行った後に、安全管理委員会で地元に御説明をさせていただいたことと同じことを御説明させていただいている。

4団体の皆様からは、県の説明については、その場では、特段大きな反対や御意見は出なかった状況です。

飯島（修）委員 それを聞きたかったのです。地権者4団体が県に反対だということは、特段なかつたということを伺いましたので、了承しました。

最後に、やはり県の税金も、これからも毎年1億円ということも含めて、地元あるいは北杜市の考え方も大変重要ですから、引き続き鋭意やっていただきたいと思います。

菅野委員 私からも、明野処分場の跡地利用についてお伺いしたいと思います。

県は、先月9月に行われた明野処分場の安全管理委員会において、跡地利用の具体案について提案を行いませんでした。

このことについて、この間の経過をお伺いします。

中川森林環境部技監 委員おっしゃるように、9月には御提案をさせていただきましたが、ま

ず、5月の安全管理委員会で、3つの提案の中の一つとして、地域振興に資する跡地利用が進むように、県として積極的に関与してまいりますということで、お話をさせていただきました。

そうしたところ、その3つの提案について、地元の方々からの御意見がいろいろと出る中で、北杜市長が8月の終わりに知事のところにいらっしゃいました、県に対して御要望をいただきました。

要望の一つとして、その中に地域の理解がまだ十分でないで、しっかりと地元の声を聞いてほしいということがございましたので、9月の安全管理委員会におきましては、前回の安全管理委員会を終えた後の北杜市長からの御要望等も御説明させていただく中で、しっかりと地元の皆様方の声を聞かせていただいたりとか、私どもも説明したりする中で、丁寧に対話を重ねながら慎重に対応していきたいということから、9月の安全管理委員会での跡地利用の御説明はしなかった状況でございます。

菅野委員

今、伺った経過にもありましたが、8月末に北杜市長から地元住民の声を聞いてほしいと要望を受けた際に、長崎知事は、一旦立ち止まって意見を聞いて対応します、地元の方の意見を聞いて対応すると応じたと報道がされました、その後、9月の安全管理委員会では、廃止するとした方針については撤回をしないという方向が示されました。

明野処分場の跡地利用については、山田議員の代表質問への答弁で、長崎知事は、地元の意見を聞くことと並行して、跡地を利用した地域振興策について具体的なイメージをつくりあげていくと答弁をしています。

北杜市長への対応の際は、知事は立ち止まると言っていたのに、跡地利用の具体的なイメージをつくると、今回、議会で答弁をしたということは、少し違和感を覚えました。

少しニュアンスが違うのではないかと思ったのですが、どのような受け止め、お考えがあるのかを伺います。

中川森林環境部技監 北杜市長様の御要望を受けまして、知事からも発言がございましたが、まずは、地元の方々の御意見を丁寧に伺いながら、対話を重ねながら、慎重に対応してまいります。その中で、これと並行して、県では処分場の跡地を活用した地域の振興策について、具体的なイメージをつくりあげていきます。住民の皆様方には対話を重ねる中で、新たなその将来構想と現状維持の考え方を比較しながら、明野地域の将来像について、ぜひとも県と一緒に考えていただきたいといった願いを込めて御説明を申し上げたところです。

菅野委員

あくまでも立ち止まると知事が答えたことは、地元の皆さんからの御意見を伺いますという意味での立ち止まる、そのような機会を設けるということであって、廃止方針は撤回しないということですので、県としては、そのまま従来どおりの方向性で進めていくという理解でよろしいでしょうか。

中川森林環境部技監 委員御指摘のとおり、撤回や方針の撤回といったものではありませんが、地元の方々の御意見を丁寧に伺いながら、対応を重ねながら、慎重に対応していく中で、今

後も見えてくるものと考えております。

菅野委員 9月の安全管理委員会では、当初、具体案について提案をされる予定だったと思うのですが、その具体案が、現在どのような形で検討されているのか、また今後、引き続き地元の意見を聞くことで並行してという知事が答弁をした具体的なイメージが、従来から検討されていた、提案予定だったものと同じような中身になっているのか、具体案についてどのような検討を行っているのか伺います。

中川森林環境部技監 他県でも処分場の跡地利用などいろいろな事例もありますので、そういったことを収集したりというか、明野地域に合ったものを考えていくことになるのですが、現状、提案できる具体策についてはございませんので、今後、北杜市と相談しながら検討をしてまいりたいと考えております。

菅野委員 いずれにしても、知事がおっしゃった地域振興策を検討する上でも、やはり地域住民の協力なしには進められないと思います。

これまで国より10倍厳しい基準で対応されていて、さらに科学的知見、その基準から照らしても、安全面での確保をされているということなのですが、安全面での担保というのは、やはり最低限の基本だと思います。

そちらを確保しつつも、どうやって地域住民の安心を保証するのか、皆さんにとっては、県が最後まで安全管理するという約束を、ほごにされているという思いが強いのではないかと思うのです。県として、そういった思いにどこまで寄り添うことができるのかというのが、何より重要ではないかと思います。

具体策を検討することよりも、それが重要ではないかと私たちは思っておりますので、十分に考慮し、御理解をいただいた上で、引き続き地域の方の御意見もしっかりとお聞きいただくということで、御対応、検討をしていただきたいと思います。その点についてお考えを伺います。

中川森林環境部技監 委員御指摘のとおり、地元の方々から様々な声が、私どものところにも届いているところですので、地元の方々の御意見を丁寧に、引き続きお伺いしていきながら、また、対話を重ねながら、慎重に対応してまいりたいと思います。

齊藤森林環境部長 一点だけ、補足をさせていただければと思います。

先ほど飯島（修）委員から、地元の地権者4団体との対応について御質問がありました。

その際、技監から、その場での御反応といたしまして、特段の意見はなかったということを申し上げましたが、正式な見解としていただいているものではありませんので、御説明した際の先方の御反応と捉えていただければと思っています。まだ、正式なものではありません。

飯島（修）委員 正式ではないとはどういうことですか。

齊藤森林環境部長 私どもの方針を5月にお出しする際に、地権者4団体の方にも御説明をしております。その際、私どもの方針を丁寧に御説明したところ、先ほど答弁したように特段の意見、明確に反対というお話はなかったのですが、まだ、それが会としての正式なものではないということです。

その際、代表の方への御説明でしたので、会としての正式な回答ではないということだけを、御理解いただければということあります。

飯島（修）委員 端的に言うと、オフィシャルではないということですか。オフィシャルの意見交換ではない場所で、そのような回答があったということですね。

中川森林環境部技監 県と4つの財産区等との会合には、役員の方が出席していただいたのですが、総会等で決まった意見を持ってきたという場ではありません。それぞれの財産区の方々が、それぞれの財産区の総会等で了解を得た意見で持ってきたということではなくて、委員長たちに私どもが御説明をさせていただいて、その場では目立った反対意見等はなかったという状況でございますので、それをもって、正式に財産区が県の言っていることについて全てお認めいただいた、反対がないといったことではないということでございます。

飯島（修）委員 その会議はどのような構成員、立場の会議なのですか。下話なのか、その場では何もなかったが、公の話をしたらいろいろと意見が出たというのか、最初に回答いただいた内容の場面は、一体どのように話していた場面なのですか。

中川森林環境部技監 財産区等との会合につきましては、財産区の皆様方から御要望をいただく中で環境整備課として対応させていただいている会でございまして、ざくばらんな意見交換、県からの御説明も含めて、やり取りをする会でございます。

齊藤森林環境部長 まず、実態のお話をさせていただきますと、明野処分場の管理におきましては、安全管理委員会がございまして、これは、事業団と県と北杜市と、また地元の役員さんと構成しているものであります。安全管理委員会の議論でもって、これまで処分場の運営については当たってきたということであります。

5月に、安全管理委員会におきまして、県の方針を御説明したところで、安全管理委員会の御了解をいただきながら、北杜市の議会とともに廃止に向かっていくことになります。廃止の次に、地権者への話が出てくると思っております。ただ、いきなり安全管理委員会でこういった大きな話が出て、寝耳に水ではありませんので、事前に地権者である4団体にもお話をされておいたというところであります。

そのため、まだ4団体へ、跡地についての云々かんぬんという話のレベルではないのですが、現時点でお話をされておいたというところです。

飯島（修）委員 では、4団体とはまだ正式な話ができていないということですよね。

齊藤森林環境部長 委員のおっしゃるような正式な形ではありません。下話という格好で、こういつたお話を我々としては提案していくというところを、地権者である4団体に対してお話をしたという状況であります。

飯島（修）委員 難しく考えないで、その4団体とは、まだ正式なやり取りができていないという理解で終わります。

中川森林環境部技監 そのとおりでございます。

### 主な質疑等 県土整備部関係

#### ※付託案件

#### ※第94号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

石原副委員長 山梨県営住宅設置及び管理条例の中の第2章第3条には、住宅に困窮する低所得者に対して、安い家賃で住宅を供給するための県営住宅を設置することは、この条例の中で私も承知しております。

私も新婚当時、昭和町の県営住宅常永団地に入らせてもらうときに、保証人を必ず立てろということで、親戚などに走り回ってお願いした経緯があったのですが、令和2年4月から保証人が見つからない場合は、家賃等債務保証業者との契約により入居可能となっておりますが、どの程度活用されているのかお聞きします。

中島住宅対策室長 令和2年4月から、家賃債務保証業者の導入をして以降、新規入居者における活用実績となりますが、令和2年度が37件、3年度が52件、4年度が60件、5年度が81件、6年度が91件、5年間の合計で321件の方が債務保証業者との契約で入居しております。

5年間の新規入居者のうち、約2割の方が家賃債務保証業者を活用しており、保証人の確保が難しい方の入居促進につながっていると考えております。

石原副委員長 令和2年から始まった事業で年々数が増えていて、合計321件という私が思っていたより大分多い数字かなと、それだけ入居しやすい環境づくりに尽力していただいた結果なのかなと思っております。

そこで、条例の改正の背景において、身寄りのない方や家賃債務保証業者との契約において審査に通らない場合があるということですが、どのような場合に審査に通らないのか、具体的に教えていただければと思います。

中島住宅対策室長　家賃債務保証業者による審査の判定理由については、詳細な基準については明らかになっておりませんが、採用している業者にヒアリングしたところによりますと、親族など緊急連絡先を書く欄があるのですが、身寄りがない方などがそういったところを書くことができない、また、預貯金などがない、職に就いていない、支払い能力がある同居者がいないなどの、支払い面に対する信用審査上、要件を満たさない場合もあるということでお聞きしております。

石原副委員長　今回の要件の緩和により、大分入居がしやすいことを後押しするような点はとても評価するわけですが、逆に、家賃を滞納した場合はどのような対応をするのかお伺いいたします。

中島住宅対策室長　今回の緩和措置については、住まいの貧困に対応するためのもので、まず、そうした方に生活の基盤となる住宅の確保をするということが目的になっております。

家賃の債務保証については、入居後の生活の安定を見据えた中で、継続的に求めしていく取扱いにしたいと考えております。

家賃を滞納した場合でございますが、通常の入居者と同様に督促などの納入指導を行いますが、収入がないなど生活に困窮している場合には、状況に応じて、生活保護などの福祉制度や、就労サポートの担当機関と連携を図り、滞納額の縮減につなげていきたいと考えています。

石原副委員長　家賃を滞納される方も、どうしても実際いらっしゃるとは思います。昭和町の町営住宅も、大分家賃滞納で苦労しているところがありますので、なるべく滞納しないような形で、滞納があった場合は、なるべく早めの対応をしていただければと思います。これは、意見として承ってもらえばよろしいかと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

山田委員　この条例自体に反対するものではありませんし、以前の話も併せて聞きたいたのですが、私が議員になった当時はすごく滞納が多くて、その滞納整理をということで議会でも質問して、現在は、ないわけではないが非常にコンパクトになりました。

そこで、今の関連の質問にもなるのですが、現在、ここへ入居する条件は、どのような条件があるのですか。今言うように、職を持っていない人などが入れないとか、その辺りを教えていただけますか。

中島住宅対策室長　まず、県営住宅に入居する要件につきましては、基本的には低額所得者になりますので、若干家族構成によっても異なりますが、基準額とすれば15万8,000円以下との収入基準がございます。

それから、世帯を持っていることという世帯要件がありますが、これにつきましても、昨年の条例改正で、基本的には単身者も職を持っていれば認めるということにして、入居を促進しているところでございます。

それから、地方税を滞納していないこと、暴力団関係ではないことといった基本的

要件がございます。特に現状、職に就いていないようなところについては、単身者の場合は職を確保、もしくは確保する努力をしているかとの条件がございますが、単身者以外は、職に就いている等の要件はございません。

山田委員 連帯保証人の規定がありますが、現在、連帯保証の範囲も変わってきているのですが、現行はどのような保証要件を課しているのでしょうか。

中島住宅対策室長 連帯保証の場合、令和2年に民法が改正になりました、保証については極度額を定めるようにという形になりましたので、今は、連帯保証人であっても民間の場合にあっても、12か月分の家賃を極度額を定めた保証を取っております。

山田委員 令和2年の改正以降、上限が設けられてからはまだ年数もたっていないので、数値は表現できないと思いますが、議案として上がってくるときには、裁判をする議案か、明渡しの訴訟をする議案が出てくるので、実際にその前に連帯保証人を立てている案件において、連帯保証からの代位弁済の数字、連帯保証人に対して今までどのくらい補償を頂いたとか、数値があれば教えてもらいたいのです。

中島住宅対策室長 連帯保証人の確保については、効果としましては、まず保証人がいることで、入居者の気持ち的な滞納などへの抑止力、親族等に迷惑をかけられないというものも当然ありますし、また、保証人に対する家賃の保証をしていただくということもございます。

これまでの保証人からの納付実績ですが、古いところまでは分からぬのですが、令和4年度につきましては29件でおおむね200万円、令和5年度については31件でおおむね140万円、令和6年度については29件でおおむね80万円ということで、いずれも古くなった過年度の滞納について、弁護士委託をする中で、保証人から徴収していただいた額でございます。

山田委員 今回は、社会保障的な要素も入ってきたと思ったので、滞納が増えてくる可能性もあるのですが、やはり大分経済格差が出てきたので、県が率先してというか、いわゆるセーフティネットを利かせていくことは、大事な政策の一つだとは思います。

現在、孤独死などが多いので、現実、今言う「世帯でないと」ということもあるのですが、ぜひ私とすれば、時代の要請によって、こうしていかないと救っていかなければということで、この件については賛成しますが、そうはいっても、ぜひ厳格な運用、適用に努めていただきたいと思います。

中島住宅対策室長 訂正させてください。

先ほど、単身入居については、「働いている方等」というお話をしましたが、高齢者や生活保護者といった方については、単身でも入居できるという入居要件になってございますので、修正させていただきます。

臼井委員 この条例改正については賛成させていただきたいと思っておりますが、お伺いした

いのは、今回の改正の中である特段の事情、つまり身寄りのない方等と書いてあるのですが、身寄りのない方等ということを、もう少し詳しく教えていただきたいのですが。

中島住宅対策室長 まず、家賃債務保証に通らない可能性がある人として、先ほど御説明した、身寄りがない、親族などがいなくて民間の債務保証の申請書に緊急連絡先を書くことができない方、そのほかに、やはり収入面で審査に通らない方というところがございますので、そういう方を含めて表現させていただいております。

臼井委員 例えば、収入などいろいろと幅広く考えていくと、若い方でもこういったケースもあると思うのですが、どうなのでしょうか。

中島住宅対策室長 今回の家賃債務保証でいいかどうかという話については、連帯保証人を確保、努力しても難しい方については、若い方、高齢の身寄りがない方を含めて連帯保証人が見つからない場合は、家賃債務保証業者との契約をしていただければ入居できます。あわせて、そのような若い方であっても、もし家賃債務保証の契約を断られる場合については、入居を可能にしているということですので、年齢等の条件はございません。

臼井委員 検討違いの話をしたら申し訳ないのですが、例えば学生とかそういった者も、可能性としてはあると理解してもよろしいでしょうか。

例えば、身寄りのない方というのは、今言ったように若い方でもいろいろなケースがありまして、実際、学生みたいなことをやりながら、ほぼ1人で生活を組み立てている方もいらっしゃると思いますが、どうなのでしょうか。

中島住宅対策室長 現在、学生は、基本的には県営住宅の入居の対象にはなってございません。

臼井委員 確かに条例、法律では学生の利用は認められていないということは承知しています。しかし100%把握しているわけではないので大変申し訳ないのですが、実際、他県でも、いろいろなケースがあり、目的外使用が認められていることは承知しています。学生の方々にも、門戸を広げていくことは考えられないでしょうか。

中島住宅対策室長 今、委員がおっしゃられた学生の目的外使用については、他県の状況を幾つか把握しております。

自治体名は出てこないのですが、学校に通う学生が、市街地に学校がある中で、郊外から学校に通う場合に、交通の便が非常に悪い、また学校の周辺に学生が入れるようなアパートがないといった社会的な情勢等を踏まえて、公営住宅の一部を学生に目的外使用させている状況は、我々も把握させていただいております。

現在、県営住宅は空き部屋が多くあるので、基本的には住宅に困窮する人たちで、当然、公営住宅にも入れない方等もおられますので、そういった方をまずは中心として、入居促進を図っています。

今年の10月からセーフティネット法が改正されまして、居住サポート住宅という

法律の住宅を民間が運営できるように改正されています。

公営住宅の空き部屋を使ってそのように活用する場合には、目的外使用で貸すということで、答弁でも触れさせてもらっているところではありますが、まずは居住の安定を確保しなければならない要配慮者についての活用を広げていくというところで、10月から取り組んでいるところであります。今のところ学生につきましては、具体的な検討には至っていない状況でございます。

臼井委員

学生について、多分、その他県の状況、あるいは制度の改正で、いろいろなケースが少し幅広になってきたということなのでしょうが、先ほど言ったように、学生や若い方々でも、本当に様々な事情、状況を抱えている方がいて、家族もほとんどいないような中でも頑張っている方もいらっしゃるはずです。

ですから、福祉的な観点からいっても、例えば、公営住宅をうまく活用する考え方も必要なのではないかと感じたので、この話をさせていただいています。

私の家の近くに貢川団地があります。県営団地の中でも比較的大きいところだと思いますが、現在、低層階であっても高層階であっても、恐らく御存じのように、空き部屋がかなり目立っている状況があります。

もちろん、建て替えなどいろいろなことは御計画されていると思いますが、相当、部屋が余っていて、空いていて、しかも外国人の方も非常に増えていて、外国人の方が増えることはどうこうではないのですが、もともと入っている日本の方であっても、ほかの団地もそうかもしれません、かなり高齢化して。あれだけの大きい団地で、雰囲気もあまりよくないと団地に入っている住民もおっしゃっています。

これだけ空き部屋があって、外国人も増えていて、活気なく活力が低下している地域の活性化を図っていく上では、いろんな事情を抱えている方がいると思いますし、若い方だって入ったっていいのではないかという、その団地の住民、地域の方々の声があります。その点についてはいかがでしょうか。

中島住宅対策室長 貢川住宅については確かに、委員がおっしゃるとおり、入居者の高齢化が進んでおります。現在、公営住宅の周辺の草刈り等については、地域の方でやっていただいているというところもありますので、委員がおっしゃるとおり、若い方がもっと増えてくればということは、私も正直感じているところでございますが、本来あれば若い世帯、例えば、子育て世帯などが公営住宅に増えてくれば、理想的な形なのかなと思います。私の記憶ですが、20年ぐらい前の公営住宅は、結婚したらまず公営住宅に入ってというイメージだったのかなと思います。

現在、貢川団地もかなり老朽化して古くなってきており、建て替え計画も進めているところですが、子育て世帯が入居しやすいような広めの住宅を整備したり、若者を交えたコミュニティーができるようにしたりということで、長期スパンではありますが、そういったことは現在検討しているところであります。

委員がおっしゃるとおり、学生が入って、手助けをしていただくということは当然あることなのかとも考えますので、貢川団地となると、県立大学が少し近いところにございますので、今後ヒアリングをしながら、勉強していくらなと考えてございます。

臼井委員

つまり、公営団地、県営団地を活用していくこうと、いろいろなことを検討していただいていると思うのですが、先ほど室長がおっしゃったように、20年前の状況と今の社会的な背景は、やはり大きく違っていると思います。

ですから、法律そのものもそうかもしれません、多少なりとも都道府県に対して、目的外使用も含めてですが、入居条件を緩和したり、変更したりする余地があるとするのであれば、かなり積極的に考えたほうがいいと思っています。

もちろん、民業圧迫のようなことはよくないことだと思っていますし、当然、公営団地としての機能、役割も理解はしていますが、しっかりとバランス、要件を考えて対策していくけば、大きな問題はないかもしれません。結局、これだけ空き部屋があるということは、皆さん方がやっていらっしゃる空き部屋、空き室対策が、時代背景も含めて、追いついていないし、多分これから空き部屋がもっと増えていく可能性があると思っています。だからといって、もちろんお金の問題もあるので、どんどん建て替えをできるわけでもないと思います。

だから、福祉的な要素、若い方たち、また、若い世帯だけではなくて単身も学生も含めて、どうしたら空き室を有効活用できるのか、せっかく造ったものをどうやって有効活用できて、地域の活性化に資することができるかということを、もっと積極的に考えていただきたいです。

もう勉強などのレベルではなくて、他県の状況をもう少し積極的に中に入れていただいて、具体的な条例改正も含めた形で対策していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

中島住宅対策室長 住宅事情なのですが、住宅土地統計調査でも出ておりますが、基本的には世帯数に対して住宅がかなり余っている状況の中で、県内で、住宅を1つ県営住宅に入れるることは、どこかが1つが空くということです。基本的には住む世帯が今後減少していく、増えてこないこともあるので、一気に入居者数を上げることは、入居要件等の緩和をしたとしても、住宅が余っている以上、なかなか難しいとは思いますが、委員がおっしゃるとおり、現状、千四、五百戸ほどの住戸が空いていることもございますので、今は検討しか言えませんが、前向きに検討していきたいとは思います。

臼井委員

いろいろなケースがありますので、ぜひ、現状をよく把握していらっしゃるはずですが、より広い視野で見ていただきたいです。

相当いろいろなケースがあって、住宅が余っていると言うかもしれません。確かに、いろいろと充実して拡大しているところはあるかもしれませんし、民間の住宅事情はあるかもしれません。

しかし、公営住宅は住宅としての役割として、民業を補完することは当然必要なことだとは思っていますし、そのような役割は必ずあると思っているので、もう少し広い目で、福祉的な要素も含めて見ていただきたい、若い方たちのことも含めて、ぜひ前向きに検討していただきたいとお願いしたいと思います。

中島住宅対策室長 委員おっしゃるとおり、少し前向きに検討していきたいと思います。

望月（大）委員 条例改正ということで、住まいの貧困への対応、住居確保の観点から、公営住宅を活用していくことは、非常にいい流れ、政策であると考えた上で、質問をさせていただきたいと思います。

まず、住居確保の観点から質問しますと、通常の手続を経て入居されるケースと、保証人がいないということで入られるケースとの2つがあると思います。これらは、今まで対応されてきたケースであると思います。今回の改正は、より緩和した措置であると思いますが、保証人がいない方の入居については、特定の枠を設けて契約を結び入居する形になるのでしょうか。保証人がいない方は、空き部屋に入っていただく、いわゆる枠やすみ分けといった考え方は特になく、入居を募集するという理解でよろしいでしょうか。

中島住宅対策室長 保証人を立てるか、家賃債務保証業者との契約でどちらを選ぶかによって、入居枠等の制限は特にございません。

望月（大）委員 空いている部屋が多数発生しているという状況の中で、逆に希望が集中する部屋や団地、公営住宅もあると思いますが、そのような場合に、希望順位の優先などはないという理解でよろしいですか。

中島住宅対策室長 保証人か家賃債務保証業者かの選択によって、入居待ちの順番が変わることは特にございません。

望月（大）委員 そうした対応が、変なレッテル貼りのような形になってしまふと、非常に危険であると感じましたので、確認をさせていただきました。

もう一つの観点として、福祉の観点から質問しますと、つなげる窓口、多分、住宅対策室だけではとどまらないような窓口が必要になると思います。県でもいろいろな福祉窓口があったり、あるいは、市町村にも社協などいろいろな窓口があったりすると思いますが、こうした窓口との連携などについて、現在、考え方や取組は何かある状況でしょうか。

中島住宅対策室長 現在、公営住宅の入居に関しましては、住宅供給公社と、今年度から新たな指定管理契約で芙蓉建設が担っていまして、そういった窓口において、公営住宅は案内させていただいている状況でございます。

そのほかについても、当然、県の福祉部局とも公営住宅の制度等については十分説明する中で、必要な機関において周知はしていただいているところでございます。

望月（大）委員 住居の確保や住まいの貧困の観点から、当然ながら、幅広い窓口が必要になってくると思います。

ここで指定管理の話に踏み込むことは控えますが、指定管理として受託されている

業者にも、福祉の窓口や、あるいは子育て支援などの窓口もあると思いますので、そうした窓口としっかりと連携し、さらに密につなげていけるような施策にしていただければと思います。

菅野委員 説明資料3ページの「改正案」の赤枠の中ですが、括弧づきで「(運用)」というところがあります。「入居後も連帯保証人や保証業者との契約について、継続的な努力を求めていく考え」とありますが、このことについて、具体的に伺いたいと思います。

入居時は連帯保証人や保証業者との契約がなくても入居可能だが、その後は、いずれの条件の方たちについても、こうした保証人や契約というものを求めていくという理解でよろしいでしょうか。

中島住宅対策室長 まず、住宅の確保が必要な方については、当然、住まいの確保が基本的な生活の土台となって、その後の生活の安定を図っていくことになりますので、先ほど委員がおっしゃったとおり、入居後においても、ほかの入居者とのバランス等もありますので、連帯保証人を見つけてもらう、もしくは、保証業者との契約を結んでいただくことを入居者に努力していただくということで考えてございます。

菅野委員 あくまでも努力をしていただくという表現になっていますので、必ず、絶対ではないということでしょうか。仮に努力はしたもの、連帯保証人の確保や業者との契約がかなわなかつた場合、引き続き努力は求められるのか。そのことによって、入居の方に何らかの負担やデメリットが生じる可能性があるのかどうか、確認したいです。

中島住宅対策室長 この債務保証自体は、家賃滞納時の債務の保証という目的で入っていただいている。やはり、身寄りがない方が、入居後に身寄りを見つけるということはなかなか難しい状況もございますので、基本的にはあくまでも努力していただくということで考えております。

基本的には、家賃をしっかりと払っていただければ、債務保証は基本的にはなくてもいいものでもございますので、入居者のできる範囲の中で努力していただくということで考えてございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第96号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第99号 契約締結の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第100号 契約締結の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※所管事項（指定管理施設及び出資法人）**

質疑 (山梨県道路公社について)

菅野委員 まず初めに、道路公社について伺いします。

令和6年度の経営評価結果によると、雁坂トンネルの利用料金の収入が計画の目標値を下回っており、県からの借入金が残っているということで所見があります。

こちらについては、県からの借入金について、償還を計画どおり実施するよう取り組んでいくという対応が明記されておりますが、現在のその借入金の状況と今後の償還の計画について伺います。

保坂道路整備課長 山梨県道路公社では、雁坂トンネルのほうに県から貸付けを受けておりまして、平成24年度から28年度で10億6,700万円余の貸付けを受けておりました。その後、平成29年度から毎年約1億ずつの返済をしてきておりまして、これまで計画どおり返済をしてきているところでございます。

それから、令和7年度を含めまして、令和9年度で3か年の返済となっております

が、現在のところ、予定どおり返済できる見込みとしております。

菅野委員 令和9年度まで全て返済が完了するという理解でよろしいということですか。

保坂道路整備課長 そのとおりでございます。令和9年度まで返済は完了いたします。

(桂川ウェルネスパークについて)

菅野委員 続いて、桂川ウェルネスパークについて伺います。

令和6年度の実績で、施設管理に関する委託費が、令和5年度から6年度にかけて、155万円から238万円に増えています。あわせて収支で見ると、令和5年度がマイナス21万円だったものから236万円に、収支差額が大幅に改善している状況があります。

どういった状況により、このような結果となったのか伺います。

吉野景観まちづくり室長 桂川ウェルネスパークの施設管理費の増額の要因としては、植栽管理費に係る機械もしくは物品費用、これらが増額したことによると確認しております。

菅野委員 植栽管理費に係る機械、施設管理の費用ということでよろしかったでしょうか。それぞれ個別の詳細を教えてください。

吉野景観まちづくり室長 桂川ウェルネスパークの植栽管理費が、令和6年度の計上がないということでおよろしいですか。

菅野委員 最初の質問は、外部委託費の中の施設管理費が、令和5年度から令和6年度にかけて、155万円から238万円へ増加しているので、その内訳について伺いました。答弁として、それは植栽管理費に係る機械等の費用というお答えだったかと思いましたので、その内訳を知りたいということで、またお伺いをしました。

吉野景観まちづくり室長 植栽管理費に係る資材等の費用の増加と聞いております。

菅野委員 施設管理費の令和5年度から6年度の増額分は、植栽管理費に係る資材分であるということを承知をいたします。

あわせて、もう一点お聞きしたのは、全体の収支差額です。令和5年度がマイナス21万円強でしたが、令和6年度は263万円と、大幅に改善をしたわけですが、改善した要因等、具体的に何かお示しいただけるものがありましたら、お答えをお願いします。

吉野景観まちづくり室長 ウェルネスパークの収支差額が、令和5年度がマイナス21万1,000円から、令和6年度が263万9,000円となった主な要因といたしましては、人件費で、当初もう少し人を雇った中で対応したいという事情があったようですが、結果的

に、現在の雇用情勢から人を雇えなかったということです。

業務的に支障は出なかったのですが、一番大きな要因としては人件費で、当初の予定どおりの雇用ができなかつたことが収支差額として、昨年度よりは大きく関わってきている状況と確認をしております。

菅野委員 この差額分は、人件費が予定より少なかつた、予定されていた人件費が使われずに残った分だと理解をいたします。

(富士川クラフトパークについて)

次に、富士川クラフトパークについてお伺いします。

利用者が前年から増えていますが、収支差額を見るとマイナスで、マイナスの差額が、令和5年度から6年度にかけてさらに増えてしまっています。

支出を見ると、外部委託費の、その他の部分が金額的には大きめに増えていると見えますが、この収支差額が増えた要因等についてお伺いします。

吉野景観まちづくり室長 富士川クラフトパークの収支は、昨年度が203万7,000円余り、今年度が247万7,000円余り、マイナスの状況になっております。

菅野委員からお話があったとおり、この公園につきましては、洋風庭園というような少し特殊なゾーンを抱えておりまして、どうしても植栽管理費の比率を落とせないという事情があります。

ほかの公園につきましては、外部比率を落として直営の部分を多くしたり、やりくりしたりしている状況もあるのですが、この公園につきましては、そのようなことはなかなか難しく、結果的にはマイナスの収支の状況になっていると確認しております。

そういった中で、指定管理業者も決して努力をしていないわけではなくて、極力、広告宣伝費等を従前より少し圧縮等しながら、SNSやホームページ上といった経費のかからない情報発信をしながら、工夫を重ねて、今、運営を行っている状況でございます。

菅野委員 植栽管理と特殊な事情により、経費が落とせないことは承知をいたしました。

こちらの施設については、令和5年度から令和6年度にかけてだけではなくて、この説明書を見ますと、やはり令和2年度からずっと、利用者は増えているということで、大変、皆さん御努力されていると思うわけですので、それがなぜ収支に反映されないのか、少し疑問に思い質問いたしました。

利用実績が伸びておりますので、そういった意味では充実していると思うのですが、差額を見ると、利用実績や、さらに利用者を増やしていくかなければいけないということもあると思いまして、そういった面での収支差額を減らしながら、利用者もさらに増やすための具体的な施策、今後の方針などありましたらお願ひします。

吉野景観まちづくり室長 クラフトパークにつきましては、峡南地域の5町等の協力を得て、「峡南の夏まつり」の開催や、もしくは、秋口につきましては、こちらも地域と連携しながらク

ラフトフェア等を開催してきているところでございます。

こうしたことをさらに拡大しつつ、本年度からは新たに身延町と協力しまして、会場をクラフトパークに移し、秋のそういったイベント開催を行いながら、公園の魅力を発信する機会につなげていくと確認をしております。

### ※所管事項（その他）

#### 質疑

##### （リニアの山梨新駅周辺整備について）

望月（大）委員 リニアの山梨新駅周辺整備についてお伺いをいたします。

これは、6月議会の本会議でも質問させていただきましたが、笛吹川や濁川などの橋脚ができてきて、日に日に風景が変わっていくという話もさせていただいたところであります、非常に期待感も上がりつつ、見守っているところであります。先日、報道でもありましたように、駅舎の工事なども民間同士で契約され、県が直接関与するものではありませんが、駅舎の工事契約なども締結され、整備もいよいよ始まるという話が出ております。

山梨新駅駅舎の工事契約が締結されたことについて、山梨県としての受止めや考え方について、初めにお伺いしたいと思います。

関リニア整備推進室長 リニア山梨新駅の工事につきましては、先日、契約が締結されたことによりまして、駅周辺における大規模な工事がいよいよ本格化する、そして始動していく段階に入ったものと受け止めております。

県としましては、駅周辺におきましては様々な工事が進んでいくこともありますので、円滑に工事が進みますよう、関連事業者や地元の関係者との調整に鋭意取り組んでまいる考え方でございます。

望月（大）委員 県も駅周辺の整備に関与されているところであり、その中心的な施設となるのが駅舎であると認識しているので、まずは、県の関わりについてお伺いさせていただきました。

周辺についても、中央道や流川が交差する部分も大規模な工事が進んでいるところですが、今後、駅舎周辺の関連した工事がどんどん進んでいくと思われます。先ほど御答弁にもありましたが、これらの工事を円滑に進めるために、これから県の関わりが大変必要な部分になってくると思いますが、今後の県の関わりについてお伺いしたいと思います。

関リニア整備推進室長 今後、リニア駅周辺におきましては、大規模な工事が順次着手していくことによる地元への影響を低減していくことが非常に重要であると考えております。

その対策としまして、駅南側の土地を仮設ヤード及び工事用道路に活用する方針とし、甲府市と連携しつつ、用地取得を開始したところでございます。

また、工事実施の際には、安全対策及び環境対策につきましても、事業者ごとの対応ではなくて、共通の方針の下で連携して取り組む体制が必要であると考えております。県が中心となりまして、安全協議会の設立や共通ルールの策定、運用に取り組んでおります。

望月（大）委員 県が中心となってとのことで、非常に心強い御答弁をいただきました。

御答弁にもありましたように、地元、甲府と連携して用地取得ということでありましたが、今後、地元地域への理解や情報共有が進んでいくにつれて、心配の声や様々な声が寄せられると思います。地元住民、地域に対しての配慮が必要だと思いますが、県が今後進めていく上での考え方をお伺いしたいと思います。

関リニア整備推進室長 工事を進めていくに当たりましては、地元の皆様からの御理解と御協力が何よりも重要であると考えております。8月には、県と甲府市により、地元住民を対象とした説明会を開催し、工事の際の安全対策や事業者などによる安全協議会の設置方針などについて説明させていただいたところでございます。

引き続き地元住民との情報共有を図り、段階的な工事説明会の開催に向けて取り組んでいるところでございます。

また、現在進めております用地取得に当たりましては、地権者や耕作者の御事情、御意向などを十分尊重しながら、丁寧に用地の交渉を進めているところでございます。

やはり地域の住民の御理解、御協力が非常に重要でございますので、そういったものをいただく中で、今後も円滑な事業推進に努めてまいりたいと考えております。

望月（大）委員 県が主体的に積極的に駅南側も含めて関わっていくとのことでありますので、今後、JR東海、地元住民と、いろいろなところの掛け合いがますます必要になってくると思いますので、そうした中で連携を綿密にしていただき、ぜひ地元住民への理解、情報共有等を進めていっていただきたいと思います。

#### （県営住宅の改修について）

菅野委員 県営住宅の改修について、何点かお伺いをします。

先ほども条例改正の件の中でお話が出ていましたが、県営住宅は、低所得者に民間より安い家賃で住まいを提供する、住宅版のセーフティネットという位置づけとされています。県営の住宅について、築年数の古い建物もとても多いことから、山梨県公営住宅等長寿命化計画に基づいて整備等を行っていると承知しております。

現在、こちらの県営住宅にお住まい中の方などからの要望を踏まえて、何点かお伺いいたします。

まず、手すりの設置についてです。手すりの設置といいますと、大体、お風呂やトイレを想定するかと思いますが、お風呂場やトイレだけではなくて、玄関にも必要ではないかと思いました。

今回見せていただいた団地の中には、玄関に設置されているところもありましたが、ほかのところは設置されていないところが多かったです。手すりについては、高齢者や

障害のある方だけではなくて、子育て中の方などにも喜ばれると思います。

手すりの設置を標準装備にしてはどうかと思いますが、その点について伺います。

中島住宅対策室長 県営住宅の手すりにつきましては、現在、建て替え工事、水回り改善工事を、古い住棟を対象に順次行っているのですが、その工事の中で、住戸内の玄関及びトイレ、また浴室について、手すりを順次設置しているところでございます。

また、そうした改善に至っていない既存の住棟については、入居者から、足が悪くなったり、障害等の理由により、手すりが必要と御相談いただければ、まず、この手すりの設置については、市町村等で介護保険等を利用した設置費用を8割負担する補助制度もございますので、そういう制度を案内しております。そのような制度を活用して設置ができない方については、県で設置をする対応もしているところでございます。

菅野委員 水回りの改修等があった際は、お風呂やトイレだけではなく、玄関にも手すりが設置されるということでした。あわせて、既に水回りの改修等の対象ではない高齢の方たちのところについても、御希望があった際は介護保険を利用しての改修なども行われているということですが、けがや病気などを含め、介護保険の対象ではない障害のある方たちなどについては、どのような対応をされているでしょうか。

中島住宅対策室長 障害をお持ちの方から、手すりを設置したいという話をいただいた場合、介護保険などの支援制度が使えない場合については、県で障害者手帳等を確認させていただく中で、真に必要ということであれば、県で設置する対応を行っております。

菅野委員 御答弁にありましたが、介護保険等利用対象ではない方についても、県で対応していただけるということですが、このことを入居を希望される方たちには説明されているでしょうか。必要な方に情報が行き届くような配慮が必要かと思われますが、その点について、現在の御対応を伺います。

中島住宅対策室長 入居の際には県において入居のしおりを配付し、入居時にはしおりを活用した入居の案内、説明をさせていただいております。このしおりの中で、県営住宅は基本的には賃貸住宅であるので、入居者が介護保険等の支援制度を活用して手すり等を設置することが可能、手すり等の模様替えは申請を行うことで可能と案内をさせていただいております。

また、県で設置することについては、しおりでの案内はしておりませんが、個別の相談があった場合に、介護保険制度を活用できない場合は県での設置も可能であることを、相談対応として説明させていただいている状況でございます。

菅野委員 最初に発言しましたが、県営住宅は低所得者等の方が利用するものであり、安い家賃で住まいを提供するという住宅の性格からしても、対象となり得る方たちに対して、必要な方に必要な情報がしっかりと届くように御対応をいただきたいと思います。

水回りの改修について具体的にお伺いしますが、今回見せていただいた部屋で、水

回りの改修自体は三点給湯にすると説明を受けました。あわせてユニットバスにする対応を取っているでしょうか。

董崎市では、三点給湯などの改修をした部屋は、おおむね入居が決まると聞いています。県においても、同じような考え方の下で、三点給湯の改修を進めているという認識でよいでしょうか。

中島住宅対策室長 現在行っている水回りの改修工事は、まず給湯方式を三点給湯方式に替えるという点、またお風呂については、もともと風呂窓と浴槽が置いてある形のタイプが多いのですが、それをユニットバス化しております。

また、トイレも古いトイレになっていますので、洋式のトイレに改修することと併せて手すりの設置をさせていただいております。

菅野委員 段差解消と使いやすさの向上が、入居の希望、入居者の確保につながるのではないかと思いますので、ぜひ引き続き進めていただきたいと思います。

最後に、洗濯機の設置場所についてお伺いします。今回見せていただいた団地では、特に築年数の古い、昭和50年代初頭に建てられたところとお聞きしましたが、洗濯機をベランダに設置するところもありました。洗濯については、使い勝手や衛生面、安全面からも、室内に設置したほうがよいと思います。水回りのリフォームの際に、洗濯機がベランダに設置してあるところは、室内に設置する改修工事を一緒に行ったらどうかと思いますが、その点について伺います。

中島住宅対策室長 水回りの改善工事につきましては、やはり、もともとの間取りがございまして、団地でも面積や間取り、タイプも少しずつ違っております。

改修前の状況で、住戸内に洗濯機を置くスペースがあるところについては、洗濯機パンを整備し、住戸内に置けるよう改修を行っておりますが、もともとベランダに置く想定で造られているものに対して、例えば住戸内で置くとすると台所へ置くしかない場合、台所へ置いてしまうと冷蔵庫を置く場所がなくなるといったことになってしまします。

基本的には、既存の間取りに合わせて、狭小の場合については、洗濯機置場をベランダへ設置する整備方針で実施させていただいております。

菅野委員 洗濯機がベランダへ設置してあるところを見て、非常に驚きました。特に若い方たちにとっても、洗濯機が室内ではなく外、ベランダにあるということは、なかなか経験したことがない事態ではないかと思われます。

昨今の住宅は、大体、室内に設置してあるのではないかと思います。水回りの改修、お風呂のユニットバス化と併せて、使い勝手の良さは、生活していく上で、見て選ばれる基本的な基準になると思いますので、間取りの関係があることも理解はいたしますが、洗濯機の室内設置についても、今後ぜひ検討していただきたいと思います。

中島住宅対策室長 建て替え等をする際には、現在の住宅仕様に合わせて、当然、洗濯機を住戸内に

置く形で行っておりますが、水回りの改善につきましては、住戸の逆に1部屋を潰してしまうようなことになる可能性もございます。また、県営住宅は鉄筋コンクリート造であるため、間取りを改修することに、かなり高額な費用がかかってしまうこともあります。

それでも、間取りの中で工夫ができる場合には、洗濯機の室内設置も視野に入れながら、今後、設計等を進めていきたいと考えております。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を11月12日に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。
- ・ 本委員会が9月2日から4日に実施した県外調査については、議長あてにその報告を提出したことが報告された。

以上

土木森林環境委員長 大久保 俊雄